


船舶事故調査報告書

平成30年3月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	釣り客負傷
発生日時	平成29年9月9日 14時30分ごろ
発生場所	山形県酒田市飛島北北西方沖 飛島灯台から真方位295° 1海里（M）付近 （概位 北緯39° 12.4′ 東経139° 32.3′）
事故の概要	遊漁船 ^{ダイアナ} DianaⅢは、航行中、船首が大きな波で急激に上下に動揺し、釣り客1人が負傷した。
事故調査の経過	平成29年9月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 DianaⅢ、5トン未満 290-42971山形、個人所有 10.32m（Lr）×2.55m×0.83m、FRP ディーゼル機関、169.17kW、平成5年10月
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成24年7月18日 免許証交付日 平成29年3月23日 （平成35年3月17日まで有効） 釣り客A 男性 43歳
死傷者等	重傷 1人（釣り客A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波向 南西、波高 1m未満
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客Aほか6人の釣り客を乗せ、平成29年9月9日05時30分ごろ、酒田市酒田港を出港し、飛島周辺において数か所の釣り場を変更しながら遊漁を行っていた。 本船は、飛島北北西方沖の釣り場に到着し、船首を風上の南西方に向け、主機を中立運転として漂泊を開始した。 釣り客は、釣り客Aほか2人が前部甲板の両舷側に、他の釣り客4人が後部甲板の両舷側にそれぞれ立ち、疑似餌による釣り（ジギン

	<p>グ)を開始した。</p> <p>船長は、釣り客にしばらく遊漁を行わせた後、釣り客に釣り場を変更する旨のアナウンスを操舵室からマイクで行い、船内への釣り竿の取り込みを確認し、本船の主機を前進にかけて船首方から連続する波を受けながらゆっくり進み始めた。</p> <p>船長は、大きな波（以下「本件波」という。）を目前に認めてすぐに減速したところ、船首が本件波で急激に上下に動揺し、14時30分ごろ、痛いという声を聞いた。</p> <p>釣り客Aは、本件波を目前に認め、‘前部甲板の船首部に設けられた高さ約0.3mのステップ’（以下「本件ステップ」という。）上に中腰の姿勢で手摺に掴まっていたところ、船首が急激に上下に動揺し、身体のバランスを崩して本件ステップから前部甲板に左足のくるぶしから落ちた。</p> <p>船長は、主機を中立運転として操舵室から前部甲板に向かい、倒れ込んだ状態の釣り客Aが負傷したことを知った。</p> <p>釣り客Aは、本船が酒田港に帰港後、船長の運転する乗用車で病院に行き、左足首腓骨骨折と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本事故当時の釣り客Aの乗船位置 参照）</p> <p style="text-align: center;">写真1 本事故当時の釣り客Aの乗船位置</p> 
<p>その他の事項</p>	<p>遊漁船業の適正化に関する法律に基づく本船の業務規程には、安全の確保のため周知すべき内容として次の記載があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行中、波の影響により船体が動揺することがあることから動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること <p>船長は、本事故発生前、釣り客に対して、波が出てきて本船が揺れるので気を付けるようアナウンスしていたものの、航行中の乗船位置までは船内での掲示による周知を行っていなかった。</p> <p>船長は、本件波の波高が約1mであったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本船での操船経験が約3年間であった。</p> <p>釣り客Aは、目前に認めた本件波が自分の経験から想像した以上に</p>

	<p>大きな波だったと本事故後に思った。</p> <p>釣り客Aは、遊漁船での海釣りの経験が十数回あり、本船にも数回の乗船経験があった。</p> <p>船長及び釣り客全員は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、飛島北北西方沖において航行中、船長が本件波を認めて減速後、船首が急激に上下に動揺したことから、釣り客Aが、本件ステップ上で身体のバランスを崩した際、左足首から前部甲板に落ち、左足首を負傷したものと考えられる。</p> <p>釣り客Aは、船長が本船の業務規程中にある‘安全の確保のため周知すべき内容’を周知していなかったことから、波の影響による船体の動揺が比較的に大きい本件ステップ上に乗船していた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、飛島北北西方沖において航行中、船長が本件波を認めて減速後、船首が急激に上下に動揺したため、釣り客Aが、本件ステップ上で身体のバランスを崩した際、左足首から前部甲板に落ちたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船の船長は、航行中、船体動揺の影響を強く受ける前部甲板に釣り客が立ち入らないよう周知及び指導すること。

付図1 事故発生場所概略図

